（人身保護規則の一部改正）

第三十三条　人身保護規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（請求の方式） **第七条**　法第二条の請求をするには、左の事項を明らかにし、かつ、第二号、第三号及び第五号から第七号までの事項につき、関係者、参考人等の陳述書、証明書等の文書その他の物件又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によつて疎明方法を提供しなければならない。 ［一～六　略］ 七　第四条ただし書の規定により請求をするときは、同条ただし書に当る事由 （請求の手数料） **第九条**　法第二条の請求をするには、三千二百円（第四十六条の規定によりその例によることとされる民事訴訟法第百三十二条の十第一項の規定による電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千七百円）の手数料を納めなければならない。 ２　手数料は、現金をもつて納めなければならない。ただし、法第二条の請求を書面をもつてすることができる場合であつて、やむを得ない事由があるときは、請求書又は請求の趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めることができる。 ３　前項の規定により手数料を現金をもつて納める場合には、裁判所から得られた納付情報により納付しなければならない。 ４　［略］ （人身保護命令に係る電子命令書の送達） **第二十四条**　人身保護命令が発せられた場合には、その電子命令書（民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されたものに限る。）をいう。）を拘束者に送達しなければならない。 ［２　略］ （人身保護命令の効果） **第二十五条**　前条第一項の電子命令書が拘束者に送達されたときは、被拘束者は、その送達の時から人身保護命令を発した裁判所によつて当該拘束の場所において監護されるものとする。この場合には、被拘束者の監護は、拘束者において当該裁判所の指揮のもとに引き続きこれを行うものとする。 ［２　略］ **第二十六条**　第二十四条第一項の電子命令書が拘束者に送達された後において、他の裁判所、行政庁その他の者が、被拘束者を被告人、証人又は参考人として呼び出す等法の規定による救済手続を遅延させるおそれのある行為をしようとするときは、当該人身保護命令を発した裁判所の同意を得なければならない。	（請求の方式） **第七条**　法第二条の請求をするには、左の事項を明らかにし、且つ、第二号、第三号及び第五号乃至第七号の事項につき、関係者、参考人等の陳述書、証明書等の文書その他の物件によつて疎明方法を提供しなければならない。 ［一～六　同上］ 七　第四条但書の規定により請求をするときは、同条但書に当る事由 （請求の手数料） **第九条**　法第二条の請求をするには、二千円の手数料を納めなければならない。 ２　手数料は、請求書又は請求の趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めるものとする。 ［新設］ ３　［同上］ （人身保護命令書の送達） **第二十四条**　人身保護命令書は、これを拘束者に送達しなければならない。 ［２　同上］ （人身保護命令の効果） **第二十五条**　人身保護命令書が拘束者に送達されたときは、被拘束者は、その送達の時から人身保護命令を発した裁判所によつて当該拘束の場所において監護されるものとする。この場合には、被拘束者の監護は、拘束者において当該裁判所の指揮のもとに引き続きこれを行うものとする。 ［２　同上］ **第二十六条**　人身保護命令書が拘束者に送達された後において、他の裁判所、行政庁その他の者が、被拘束者を被告人、証人又は参考人として呼び出す等法の規定による救済手続を遅延させる虞のある行為をしようとするときは、当該人身保護命令を発した裁判所の同意を得なければならない。